

令和6年第1回土別市議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月7日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 0時00分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（13名）

副議長	1 番	村 上 緑 一 君	2 番	石 川 陽 介 君
	3 番	湊 祐 介 君	4 番	中 山 義 隆 君
	5 番	加 納 由美子 君	6 番	奥 山 かおり 君
	7 番	西 川 剛 君	8 番	佐 藤 正 君
	9 番	真 保 誠 君	10 番	喜 多 武 彦 君
	12 番	大 西 陽 君	13 番	十 河 剛 志 君
議 長	15 番	山 居 忠 彰 君		

欠席議員（1名）

11 番 谷 守 君

出席説明員

市 長	渡 辺 英 次 君	副 市 長	法 邑 和 浩 君
総 務 部 長	大 橋 雅 民 君	市 民 部 長	丸 徹 也 君
健康福祉部長	東 川 晃 宏 君	経 済 部 長	鴻 野 弘 志 君
建設環境部長	藪 中 晃 宏 君		

教 育 委 員 会 長	泉 山 浩 幸 君	教 育 委 員 会 長	三 上 正 洋 君
教 育 委 員 会 長		生 涯 学 習 部 長	

市 立 病 院 者	中 舘 佳 嗣 君	経 営 管 理 部 長	池 田 亨 君
副 管 理 者			

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長
監 事 査 務 局

四ツ辻 秀 和 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 穴 田 義 文 君

議 会 事 務 局 長
議 會 事 務 局 査 務 課 主 任 主 事
議 會 事 務 局 査 務 課 主 任 主 事

岡 崎 忠 幸 君

議 會 事 務 局 査 務 課 主 査 中 井 聖 子 君

齊 藤 太 成 君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。11番 谷 守議員から欠席の届出があります。

次に、本日の議事日程は、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第2号から議案第20号までの令和6年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

10番 喜多武彦議員。

○10番（喜多武彦君） 質疑の前に、通告をいたしました義務教育学校については、昨日の大西議員の答弁でありましたので、これは取下げをさせていただきたいと思います。ただ一点、より丁寧に地域との話し合いを進めていただき、地域学校、義務教育学校の在り方を慎重に進めていただくことを強く要望いたします。

それでは、通告に従いまして大綱質疑をいたします。

学校運営協議会とコミュニティ・スクールについてをテーマにお伺いをいたします。

本市教育行政において、特に社会教育の分野については、道教委においても高く評価をいただいております。地域学校協働活動が文部科学大臣表彰を受けるなど、顕著に現れていることは、現場におられた泉山教育長も御承知のことと存じます。また、それによってより一層骨太に進めていかれることと思い、期待するところであります。

コミュニティ・スクール導入に当たっては、元教育長の安川教育長の下、小中管理職全員が上川教育局においての研修に参加された地域からも注目、評価が高かったことを記憶しております。

定例会初日に教育行政執行方針が示されました。その中から、教育・学校環境の整備についてお伺いをいたします。

学校教育に関わっては、学校運営協議会を中心に、地域特性を生かしたコミュニティ・スクールと地域が一体となった活動を一層推進し、学校を取り巻く課題の解決と地域の活力の創出に努めるとあります。活動を通じて地域力が結集し、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現を目指すとあります。

地域とともにある学校づくりでは、具体的にどうされるのでしょうか。コミュニティ・スク

ールの魅力とは何か、4つの切り口で考えてみました。

1つは、子供にとっては、学校や体験活動ができる。自己肯定感や他人を思いやる心が高まる。地域の担い手としての自覚が高まる。

2つ目に、保護者にとってはどうでしょう。学校や地域に対する理解が高まる。地域の中で子供たちが育てられているという安心感が高まる。保護者同士や地域の方々との人間関係が構築される。

3つ目、地域にとっては、これまでの経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる。学校が社会的につながり、地域のよりどころになる。学校を中心とした地域ネットワークが形成される。

4つ目に、教員にとっては、地域の方々の理解と協力を得た学校運営ができる。地域人材を活用した教育活動が充実する。地域の協力により子供と向き合う時間が確保される。これは働き方改革にもつながると思います。

それぞれの視点からのメリットを考えてみましたが、本市としての狙いをいま一度確認させてください。

最大限のメリットを引き出すためには、課題やビジョンの共有は必要不可欠です。学校の課題、地域の課題、子供の課題を学校運営協議会で共有し、その解決に向けてどのような手段があるのかを熟議し、地域全体で子供を育てる環境を望みます。

また、地域コーディネーターが各地区学校に配置されております。その役割はどうでしょうか。課題解決のために、どのような方のお力を借りるか、学校と地域をつなぐ重要な役割です。現場を見てみますと、教頭先生や主幹教諭が任務を行う学校や地域も見られますが、業務に支障が出てしまい、コミュニティ・スクールが停滞するのではないかと懸念いたします。ボランティアではなく、報酬を出しながら、仕事としてコーディネーターをしっかりと活用することが大事であると考えます。

コミュニティ・スクールの方向性として、学校運営から学校経営、運営ビジョンも校長先生1人でつくるのではなく、教職員、保護者、地域住民の参画、そのためには、学校、家庭、地域、それぞれの課題を出す必要があると考えます。

ある地域の課題です。学校、挨拶、地域のつながり、規範意識の低下。家庭では、ゲームやスマホの使用、生活習慣、言葉遣い、過保護、子育ての自信のなさ。地域では、人口減少、高齢化、体験活動、子供の活動の場、交通の便、仕事の少なさ。これらをテーブルに上げ、話し合われたと聞きました。共通するところも多々あるのではないのでしょうか。

先行き不透明な時代の中、子供たちは学校の勉強以外にも様々な経験を積み、社会で生き抜く力を身につける必要があります。子供たちが学校の外に出ていくことで、地域も活性化し、地域と学校の双方にメリットがあります。高齢化社会を課題として捉えるのではなく、その活用を考えることで、たくさんの経験を子供たちに伝えることが大事と考えます。

組織強化と意識改革に努めていただきながら、支援員や相談員などを含めたチーム学校、コ

コミュニティ・スクールとしての体制づくりを強化されるよう強く願い、本市の見解を伺って質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 千葉社会教育課長。

○社会教育課長（千葉真奈美君） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、コミュニティ・スクールの説明をさせていただきたいと思います。

学校運営協議会を設置している学校がコミュニティ・スクールでございます。学校運営協議会の主な役割は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営について意見することができとなっております。その学校運営協議会委員は、教職員、PTA役員、自治会役員、少年団指導者、民生委員など地域住民で構成されており、どのような委員構成にするかは各協議会で決めていらっしゃいます。

それでは、学校運営協議会の今後の在り方でございます。教育行政執行方針の地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりは、保護者や地域住民が学校や子供たちの課題を共有し、課題解決に向け協議し、効果的な取組を行うことで学校づくりや地域づくりにつながり、議員がおっしゃいますとおり、子供、保護者、地域、そして教員にとってメリットがあると考えております。

次に、コミュニティ・スクールの進捗状況と課題でございます。

まず、進捗状況です。平成30年度、上土別、多寄、温根別、朝日の4地区に学校運営協議会を設置しております。令和元年度に土別小学校、土別中学校、土別南小学校、土別南中学校の4校に学校運営協議会を設置しております。2年度におきましては、土別東高校に学校運営協議会を設置しております。全部で9つの学校運営協議会があります。

本市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体として進めておりまして、学校と地域の調整役となる地域コーディネーターを配置し、協議会が主体となって内容を決めて活動をしております。例えば学校と地域住民が1日防災学校で一緒に学ぶなど、世代を問わず様々な活動に取り組んでおります。

今後におきましても、学校、家庭、地域が一体となって活動を進めますが、コミュニティ・スクールの特徴が地域にあまり知られていないことが本市の課題となっております。その課題解決に向けてですが、コミュニティ・スクールにおける教育委員会の役割は、継続的な伴走支援とされております。今後も研修会を開催し、教職員、学校運営協議会委員に制度の趣旨や必要性を説明し、理解を進める機会を設け、委員の質を高め、地域の方々への周知、協力が促進されていくよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（山居忠彰君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 再質問いたします。

導入することによって働き方改革にもつながるというメリットが求められるのなら、そういうところがあると思ったんですけれども、その現状の中で、教員の働き方改革の成果というの

は実際に見られているのかどうかということをお聞かせください。

それから、校長先生がつくる学校運営方針という中でいけば、頭が代われば、当然転勤になって代わっていけば、そのものは学校では残るかもしれないけれども、新しい人が来たら、また新しい方針が出るわけです。そこに一貫性が本当に見られるのかどうかというのは課題になるのではないかなということは思います。

それからもう一つ、最後は、協議会の委員や教職員の認識がまだ低いという感覚で私は思っているのですが、その認識を深めるためにはどうするかということが答弁の中では見えなかったもので、その3点をお聞かせください。

○議長（山居忠彰君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えします。

まず1つ目の部分ですが、教員の働き方改革の部分でございます。

学校が地域の協力を得たいときの人材を探したり、連絡を取るなど、たくさんの時間を要することにはなりますが、そこで配置されている地域コーディネーターが学校と地域の調整役になって活動しているところです。例えば小学校であれば、家庭科でミシンの授業の際に教員での対応が難しいという問題等に、社会教育団体の会員にお声がけをして、授業の補助としてミシンの使い方を教えていただいたり、また、地域の郷土芸能を学ぶ授業などでは、地域の愛好家の方々に講師となっていたり指導を行っていただいていることがございます。教員だけでは難しい授業も地域の協力で負担は減っていると思われれます。

また、校長先生の方針が引き継がれるのかということでございます。

当然、教員も転勤があるということで、今、学校の次年度のグランドデザイン、ちょうど今この時期に作成をし、教員のほうにも周知を図っているというところでございます。これが教員の異動で校長先生が代わったからといって、翌年がらりと変わるものではございません。そこはなぜなら、学校の子供たちの状況を見てグランドデザインを作成しているといった部分があります。また、校長先生が1年いた中で、その学校の子供たちに合ったような方針をつくるということは、そこは変えていくということはあると思いますが、校長先生が代わったからといって、その年度でがらりと変わるということとはございません。

もう一点、教員の中でも、学校の中でも、このコミュニティ・スクールに対する考え方に違いがあるのではないかと御質問でございますが、これについても、教員それぞれの思いはありますが、先ほどのちょっと繰り返しになりますが、子供たちの視点に立った学校運営、学校経営であれば、あくまでも学校運営についても学校管理職だけではなく、教員も全体的に一体的になって行うという形で考えておりますし、教育委員会としてもそのような形で各学校現場のほうには指導させていただいております。今後、そのような考え方の中で、このコミュニティ・スクール、学校の先生方に考え方に差異がないような形で指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） お答えいただきました。

例えば先ほどのミシンの使い方とか、郷土芸能の話はありましたけれども、道教委が過去に強く進めていたサポート企業の登録に関してなんですが、これは職場体験も含めてなんですけれども、そのサポート企業に登録されてる方の中からミシンの使い方とか郷土芸能というところの講師をもらっているんでしょうか。

あるいは、今後、ついこの間も、上士別の企業の方がサポート企業に登録されていますけれども、今現状、サポート企業の活用の仕方が非常に薄いような気がするんです、私個人の感覚かもしれないですけども。それを含めて、さっきのミシンの使い方もうそんなですけども、それをより一層サポート企業関係も活用していけば、またこの上川23ネットワークの中でも非常に評価が高まるような気がするんですけども、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再々質問にお答えいたします。

まず、先ほどの学校の部分で授業のほうでの協力ということで、サポート企業からの協力かという御質問であります。当然サポート企業も含めた中で、地域コーディネーターの方がその人脈を生かした中で探してくるといった例もございます。なので、サポート企業だけではなく、様々な部分で人材を探しているといった状況にあります。

また、そのサポート企業についてですけども、若干学校との関わりが薄いのではないかといったところ。そこについても、各学校でサポート企業のほうとのつながり、何ができるかというところ、先ほどもコーディネーターの話をしておりますが、コーディネーターに任せきりというわけではなく、教育委員会としてもしっかりそこは入りながら今後も進めていきたいと思っています。

また、最後に、サポート企業の活用といったところも今のお話につながっていくところになるかと思っておりますので、上川管内でもこの士別市、このサポート企業が本当に旭川に次いで一番多い地域というところで、教育委員会地域の中で恵まれているなと思っておりまので、ぜひその活用についても有用性を求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 以上で喜多議員の質疑を終了いたします。

7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君） 令和6年第1回定例会に当たり、質問通告に基づき大綱質疑を行います。

初めに、財政健全化実行計画の推進について伺います。

市政執行方針によれば、令和3年度からの5年間の財政健全化実行計画は、計画4年目となる令和6年度予算編成においても計画の遂行を基本とする予算計上とされた。また、市政運営の基本的考え方においても計画の検証を行いながら歳出の見直しを図るとされており、引き続き市政財政運営の重要な計画です。そこで、本市の財政の現状を、計画の進捗も併せて伺いた

いと思います。

まずは、令和5年度の決算見込みについてお聞きいたします。

昨年12月の第4回定例会においても伺いをしているところではありますが、改めて現時点での見込みをお知らせください。

健全化実行計画の推計値との関係もありますので、一般会計の単年度収支、財政調整基金の繰入額並びに年度末残高をお知らせください。

前回の第4回定例会答弁においては、財政調整基金の繰入額は2億円から3億円とのことでしたので、単年度収支も健全化実行計画計画値である9,900万円よりは悪化しているのだろーうと思います。5年度の効果額など、実績数値については5年度の決算の後ということですが、計画以外の要因として、この収支悪化、どういうものがあるのでしょうか、お知らせください。

また、5年度歳出の見込みとして、前回の答弁においては、コロナの5類移行による事業、イベントの再開経費が通常どおりに戻るほか、物価高騰に伴う燃料や電気料などの物件費、給与水準引上げ等に伴う職員費などの義務的経費が大幅に増加するとされ、引き続く6年度予算においても、高水準での給与改定や会計年度任用職員の処遇改善に伴う人件費の増加、物価高騰に伴う労務、燃料単価、原材料費の上昇を踏まえた予算とされていますことから、これらの要因が予算編成に大きな影響をもたらしているということは推察されるところではありますが、健全化実行計画の6年度効果額、計画によれば4億3,400万円となっております。先ほど申し上げたこれら義務的経費の上昇が、この効果額を打ち消してしまうような状況となれば、計画達成にも赤信号が点ります。

さらに、6年度当初予算、財政調整基金の取崩し額は3億5,000万円となっておりますが、当初予算に措置をされていない除雪対策経費は、今後の第3回定例会で措置、また、小学校の空調設備費や物価上昇に追いつく賃上げということで、報道によれば、今年の春闘も大企業を中心に大幅賃上げの様相です。このことから、本市の給与に影響を与えます人事院勧告も大幅賃上げ勧告となれば人件費の補正もということでしょうが、6年度におけるこれら補正予算の規模は現時点いかほどと捉えているところでありましようか、お知らせください。

これらに対応すべく、計画における具体的方策による効果額を高める取組、あるいは今申し上げております計画策定時点では生じていなかった物価高、人件費増への対応など、6年度の予算編成時点で実施したもの、また、6年度中に検討されているものがあれば伺いをいたします。

さきの定例会答弁でも、令和2年度からの3か年は、計画目標の効果額は達成しているものの、その計画の効果の最大の要因は地方交付税の増額をはじめとする歳入の増によるものとされていて、財政構造自体の改善までには至っていないとの評価であります。さらに、同じく答弁で言われていたコロナ前の平成29年度から3か年で実質10億円以上の基金を取り崩さざるを得なかった危機的な財政状況は避けなければなりません。最後に現時点の単年度収支の黒字化

を目標とした財政健全化実行計画の達成見込みをお伺いいたしまして、この質問といたします。

○議長（山居忠彰君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） 西川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、今年度の決算見込みの関連と6年度の補正、それから健全化実行計画の6年度中の効果の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、現時点での決算見込みということでありますけれども、これは第4回定例会のときにお示ししたとおり、12月の時点と特段情勢の変化等もありませんので、特別交付税、それから交付金の関係もまだ確定できない状況にありますので、第4回定例会のときと同じく、今段階でいきますと2億から3億円の収支不足が発生する見込みということで変わりはない状況でございます。

現時点での財調の繰入れ予算、これの原型から、この後予定します減額補正、それから不用額、これらの例年の予測値を基に大体2億から3億円ということで見込んでおりますので、当然のことながら正確な数値ではございません。この約3億円ぐらいの収支不足が発生するだろうという見込みの中で、現時点では正確な数字はお示しできませんけれども、この単年度の収支マイナス3億円となる想定でいきますと、同額の財政調整基金の繰入れを行う必要が出てきますので、そうなりますと5年度末の財調残高、これについては15.2億円程度になるものと見込んでいるところでございます。

それから、これら収支不足が発生する要因につながる財政健全化実行計画で想定していないもので単年度の収支に大きな影響を与えたものということでいきますと、まず1つは農畜産物加工株式会社、こちらの債権放棄が5年度にございました。この部分、貸付金の部分が穴が空くこととなりますので、この部分が大きく影響を与えているのがまず1つです。

それから、これから最終日の補正を予定しておりますけれども、病院への追加の繰出しがございまして。これにつきましても、2階病棟の休止ということで、これについては経営努力でいかんともし難い部分ということで、この後、補正を予定していきまして大きな繰出しということになります。

このほか、やはり西川議員もおっしゃられているとおり、人件費、物価高騰、これらの部分が大きく収支に影響を及ぼしておりまして、計画で見込んでいる効果額を薄めている状況にあるのかなと考えているところです。

続きまして、6年度の補正予算の規模についてでございます。

まず1つ想定されているのが除雪対策経費です。要求段階でいきますと5億8,590万円が、これは当初では計上していないという状況にありますので、これが補正になるということです。

それから、小学校の空調設備の関係です。現在、調査業務中でありまして、正確な事業費はちょっとまだ出てこないですけれども、こちらについては2億円前後は想定できるのかなと思っています。こちらにつきましても、過疎債の活用を基本的には考えておりますので、こちらで一般財源は出てこないような想定でございます。

このほか、人件費についてもお話がありましたけれども、これは人勧の水準がどのぐらいで出てくるのかちょっと今段階では分かりませんし、労使協議にもよりますので、今段階では分かりませんけれども、そうなれば補正の必要が出てくるのかなと思っています。

このほか、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、これを活用するものになりますけれども、6年度の低所得者支援、それから定額減税の補足給付金ということで、これは国の事業になりますので、こちら一般財源出てこないような格好になります。

もう一点は子ども・子育ての関連で、国で今、児童手当、児童扶養手当拡充の方針が示されていますので、こちらの対応も出てくるとは思いますが、こちら一般財源は出てこない予定です。

こういったことから、基金の今段階の繰入れ予定でいきますと、除雪経費、こちらの分だけになるのかなと。今想定できるものは除雪だけということで考えております。

それから、具体的方策の効果額を高める取組ということで、6年度で実施するもの、それから検討するものということでございますけれども、6年度で健全化の効果を高めるために新たに実施したものというのはございません。ただ、計画でうたっているものを緩めたものもあります。ですから、これは計画初年度からその効果額が予算にも決算にも一定程度含まれておりまして、これらの取組がなければ、さらに財政が悪化していたと、計算上はそういうことになるのかなと思います。

この具体的方策のうち、公共施設の最適化の部分、こちらが未達成の状況ということにはなっております。これにつきましては、維持管理費の面でいきますと、開館時間ですとか開館日数の関係の取組はしていますので、そういった効果は上げておりますけれども、公共施設マネジメント基本計画におけます最終年度までに面積削減20%、こちらを目指して最適化を行っていくものが盛り込まれておりますので、この最適化分の効果が達成できていないという状況になっております。

こうしたことから、6年度も引き続き、公共施設の最適化の部分を重点的に取り組んでいくことがまず一つ重要なポイントになるのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから健全化実行計画の達成見込みについて答弁申し上げます。

このまま人件費それから物価の上昇が続いた場合については、具体的方策の取組を着実に実施したとしても黒字化は相当厳しいかなと現時点では捉えています。

こうしたことから、市長が市政執行方針において、新たな総合計画の策定に着手することから、加速度的に進む人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、全ての事業や施設、組織機構、それから各種制度、手続などを聖域なく点検、検証し、将来を見据えた最適化を進めると申し上げたところです。

このまま何も変えずにいるということは正直申し上げてちょっと難しいかな、不可能かなと

いったところで、何らかのスリム化、効率化、それから事務事業の再編、さらには一定のスクラップなんかも避けて通れないものだと考えています。

ただ一方で、このまちに住み続けたいと思えるような土別の魅力向上、それから、地域経済を循環させる取組は同時に進めていかなければならないと思っています。そのことが人口減少のカーブを少しでも緩やかにするものと考えています。引いては、それが持続可能な財政基盤の確立にもつながると考えています。引き続き、計画の達成に向けてあらゆる対策を講じてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 私も昨年来、実行計画については都度質問させていただいて、ぜひこれを達成していただきたい、市民の協力をもってやっていることだということでありますけれども、やはり今の答弁にもありましたとおり、決して楽観視できる状況は全然ないよということ、むしろもっと市としては、さらに、新たなことということも多分想定されるような答弁かなと私自身は受け止めたんですけれども、来週の予算決算常任委員会でも通告させていただいているんですが、私やはり市が取り組んでいる中でいくと、財政健全化実行計画の中で、職員数のいわゆる削減について、様々事情があると思うんですけれども、これを見直しているという状況がございます。結果、6年度予算においても、いわゆる職員費、一般会計の部分についてもかなり大きくなっていますし、その前提となっている職員数についても令和5年度の当初予算比ではプラスになっている状況です。

総務部長のほうからはスリム化ということで、ここは職員数のことも多分想定されていると思うんですが、様々な対市民サービス、水準を落とさないように質を保ちながらということでもかなり厳しいと思うんですが、この人件費、とりわけ職員数の問題について、正職員のみならず会計年度任用職員についても、これは残念ながら市民の数が減っていけば市役所の数が減らなければ、対住民当たりの職員費というのはどんどん高上がりしていくものです。なかなかそこについて減らせと声高に言える人はいないわけでありますけれども、やはり今後を見据えたときは職員総数についての何かしらの計画が必要かなと私自身は思うんですけれども、この部分、現時点で、今答弁の中でも、やはり職員費、人件費についても大きな影響だということがありましたので、この点について現時点、もう少し具体的な今後の考え方ありましたら伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（山居忠彰君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

職員数についてなんですけれども、本市では人員の適正化計画に基づいて人員の管理をしているところです。

ほぼ計画どおりではあるんですけれども、西川議員がおっしゃるとおり、職員費は増えてきていますので、それらも含めて、新年度は組織機構もちょっと見直していく。毎年毎年少しずつ

つは見直してはいるんですけれども、これまでの経過も含めて見直していこうと考えているところです。単純に減らすというわけにはいきませんので、効率的な組織機構にさらになるように見直していきたいと思っています。

あと、同規模の他の市町村を見ると、やはりうちの職員は少し多い傾向が見られます。それは分野ごとに見ても、うちが力を入れている、例えば農業の分野だとかはもちろん多いですし、逆に少ない部署もあります。それらもちょっと調査・研究しながら新年度取組を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 次に、ゼロカーボンシティの推進について質問します。

令和4年2月、本市は2050年ゼロカーボンシティを表明し、2050年までに脱炭素社会を目指すとしております。表明以降、温室効果ガス排出量の削減に向けて、具体的な取組として、庁内ワーキンググループにおける調査、計画策定作業により、昨年、令和5年3月には士別市地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定、まずは2030年までの削減目標に向けて、市の取組5項目、事業者・市民の取組2項目が示されております。

さらに、その計画の市の取組の1項目であります森林等の吸収源対策の促進として、市が保有する森林吸収量を将来にわたって維持することを目的に、士別市森林吸収源対策推進計画案が策定され、現在、3月15日を期日として計画案に対するパブリックコメントが実施されています。

地球規模の課題に対する士別市という一地域の取組であること、また、2050年目標という長期にわたる取組であることから、その必要性であるとか、取組へのモチベーションについて、私自身は正直持ちづらいのではないかなということも思っているところではありますが、一方で、札幌市や北海道が海外の資産運用会社を呼び込むべく、GX、グリーン・トランスフォーメーション金融・資産運用特区を目指すとしておりまして、行く行くは国内のGX関連投資の20%から35%を取り組んでいこうという目標も掲げられていることから、脱炭素については中期的には成長分野となっております。本市における脱炭素に向けた関連計画が提示をされたタイミングでもありまして、この質問をさせていただきます。

まずは、昨年策定されております士別市地球温暖化対策実行計画について伺います。

これは改めて計画の概要をお伺いしたいと思います。とりわけ計画目標や目標に向けた施策についてお知らせいただきたいと思います。

その上で、計画策定からまだ1年経過というところではありますが、この間の策定後の具体的な取組と、この後の目標達成に向けた計画進捗についてお伺いをいたします。

また、ゼロカーボン为目标とした今般の取組、以前から士別市役所においては、2019年3月、第2次士別市地球温暖化対策職員実行計画を策定し、事業所としての取組として既に取り組まれております。この職員実行計画と、ただいまテーマとして取り上げております士別市地球温

暖化対策実行計画区域施策編との関係、また、市役所における取組状況についてお知らせください。

また、区域施策編についての質問に戻りますが、温暖化対策実行計画においては、目標年である2030年人口、こちらを第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略推計人口であります1万6,768人とされております。一方で、6年の市政執行方針では、2030年1万3,929人と、社人研の推計人口も取り上げられているところであります。

二酸化炭素排出量削減目標においては、この人口減少分による自然削減分、現在の計画では3万5,704トンに加え、計画に基づく市、市民、事業者の行動による削減、これを合わせて比較年であります2013年度からの48%減となっておりますので、この推計人口2030年段階の人口の取扱いによっては今後の取り組むべく行動変容などによる削減目標も変わると思うんですけれども、この時点、現段階でのこの考え方をお伺いしたいと思います。

次に、現在策定中の士別市森林吸収源対策推進計画についてお伺いいたします。

こちらはまずは計画の概要をお知らせいただきたいと思います。

また、この士別市森林吸収源対策推進計画においては、活力ある森林づくりの取組として、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチの植栽や森林環境譲与税などを活用した森林整備による算定対象林の増加など新たな取組も計画をされておりますが、6年度事業の実施計画などを具体的にお知らせいただきたいと思います。

この質問の最後に、ゼロカーボン、脱炭素の取組に関連し、J-クレジットについてお伺いいたします。

冒頭にも申し上げたとおり、先日、札幌市と北海道が共同でグリーン・トランスフォーメーション金融・資産運用特区を目指すという記事に触れております。この取組は、極めて私なりに端的に申し上げれば、脱炭素を進めていく取組に対する投資を呼び込む、一方では、家計部門の金融資産、国内で多く現預金となっているものを投資に振り向けさせるための呼び水として、海外からの金融機関や資産運用会社を呼び込んで、国内における投資に対する競争を促そうとするようなものでありまして、一見すると、脱炭素、そしてお金ということで、関連がなさそうなものが脱炭素マネーとして注目をされているようでございます。

この点、少し私自身も勉強不足であります。これらの動きが本市にどのような影響をするのか、現時点把握されていることがあればお伺いするとともに、本市においては、既に歳入確保策としてのJ-クレジットに取り組むとされておりますので、この際、この取組の考え方や現在の取組についてお伺いをし、この質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編ですが、本市におきまして2050年ゼロカーボンシティの実現に向けまして、温室効果ガスの排出量、これを2013年度比で48%削減をするということで2022年度に計画を立てたところでございます。

計画では、温室効果ガスの削減に向けまして、市民、事業者の方々への理解と協力を求めながら地球温暖化に対する市全体の意識向上を目指し、それぞれができることを取り組んでいくということを記載をしてございます。

具体的な取組ということでございますが、今年度の5月に昨年策定いたしました計画の概要版を広報しべつで掲載いたしまして、広く市民に周知をしてきたところであります。また、つくも水郷公園では植樹を実施したほか、市民啓発のための講演会を先月開催をしてきたところでございます。

計画の進捗管理につきましては、士別市成長戦略推進会議の中で取組の内容や検証、見直しなどをしていく予定でありまして、必要に応じまして環境審議会などへの報告も予定しております。

地球温暖化対策職員実行計画と地球温暖化対策計画区域施策編、この2つの計画ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき職員実行計画を策定してございます。計画に配慮した市役所の事務事業を市が率先して実行いたしまして、CO₂の削減をし、それを公表していくという内容になっております。

内容といたしましては省エネがメインでございまして、具体的に言いますと車のアイドリングをストップするですとか庁舎内の温度管理、公共施設の温度管理、ペーパーレスなどに取り組んでいるところでございます。

一方、地球温暖化対策実行計画の区域施策編も同じ法律に基づき策定しております。こちらは市役所を含めまして、市内全域でCO₂の削減に向け省エネに取り組んでいただくという計画になっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、2030年に2013年比48%を目指す内容となっております。

市民、事業者、市ができることから取組を進めることで地域ぐるみの省エネを推進していく考えてございます。

J-クレジットの現状ですけれども、現在、公共施設のLED化に伴うJ-クレジット分の売却について計画をしてございます。具体的にはこれから関係団体との協議ということになっておりますが、予定をしてございます。

それから、計画の中の人口と執行方針の中の人口の差異についてでございますが、計画の中では人口減少が計画値よりも仮に進んだ場合ですが、日々のエネルギーの消費量や経済活動も減少いたします。併せて、個人が出すCO₂の排出量も削減、減少するということになります。目標年の人口減少が計画値を下回る場合はCO₂が減ると、試算では数%減る試算になってございますが、現状では下回るということですので、数値の変更は予定をしてございません。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） それでは、私のほうから森林関係について答弁申し上げます。

士別市森林吸収源対策推進計画の概要についてでございます。

本計画は、本市の森林資源の実情に応じた森林吸収量の維持増加を図り、ゼロカーボンシティへの貢献を目的として策定し、北海道森林吸収源対策推進計画や本市の地球温暖化対策実行計画との整合を図り、計画期間を2030年度までとしているところであります。

計画では、森林吸収源対策の現状と課題として、人工林の高齢化により、現状のまま推移すると成長量が低下し、森林吸収量の減少が見込まれることや、森林吸収量の算定対象となっていない民有林人工林の間伐などの森林整備により森林吸収量の対象森林の増加を図ることが必要である、こういったことを示しております。

計画の目標等では、2030年度の森林吸収量の目標を13万3,231トンのCO₂を設定し、二酸化炭素の吸収能力が高く成長性に優れたクリーンラーチの植栽や手入れが行われていない森林の整備など、活力ある森林づくりの推進により目標の達成を目指すこととしております。

計画の展開方向では、活力ある森林づくりとして、計画的な森林の整備や森林吸収量の算定対象森林の確保、効率的な施業の推進と人材の確保・育成、市民理解の促進として、森林や木材に関する情報提供など、具体的な施策の展開を示しております。

計画の推進等では、森林吸収源対策の役割として、市民や森林所有者及び林業事業者、企業、市の役割を示した計画となっています。

次に、クリーンラーチの植栽や森林環境譲与税を活用した未整備森林の間伐等の事業評価についてでございますが、クリーンラーチについては、実は苗木の需要が高く、北海道において積極的に増産を図っているところでありますが、需要に対する供給が追いついていない状況がございます。令和6年度については、需給動向や市有林の植栽可能地を考慮し、約3ヘクタールの植栽を計画しております。7年度以降については、苗木が確保できる範囲でクリーンラーチの植栽を進めてまいりたいと考えているところです。

森林環境譲与税を活用した未整備森林の間伐等の事業計画については、6年度は約5ヘクタールを計画しております。7年度以降については、森林所有者の意向を確認しながら、林業事業者と協議を進め、未整備森林の整備に努めてまいる所存です。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうからGX関係の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、GXは化石燃料から二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーへの転換といったようなことでございます。本市では、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の中で再生可能エネルギーの活用について調査・研究を深めていくといったようなことで示しているところです。ただ、はっきり申し上げて、庁内全体での議論というのは、ちょっと現時点ではまだ足りていないというのが実情でございます。

新年度から総合計画の策定が始まります。その中で、本市への影響ですとか、本市がどう取り組むのか、それらを含めて調査・研究、検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） ゼロカーボンに向けた息の長い取組だということでございます。そのスタートを切ったようなタイミングかなということで、質問もこのスタートというところでさせてもらったところであります。

それで、答弁いただきました中で、やはりこのゼロカーボンの計画を見ますと、市役所もしっかり頑張るよということにはあるんですけども、やはり市民の皆様への行動変容というところですね、そこが大事だと私自身も思っております。先月行われました講演会にも参加をさせていただいて、省エネの講演会でありましたが、こういったところから、市民の皆様ができるということ、計画の中でも大きな位置づけとなっているところであります。

そこで、取組自体の啓発というのも大事だと思うんですけども、やはりこの計画に基づいた取組が、目に見えた形がやはり必要かなと思っております。今年度取り組んだ植栽なんかは目に見えた取組かなと思うんですが、やはりここ数年来やろうやろうとしているJークレジット、今の答弁では、公共施設のLED化による省エネ分をとということで取り組んでいるということなんですけれども、お聞きをしますと、このいわゆる売払いに係る経費についてもかかってくるんだとか、いろいろ課題も多いという感じでお聞きをしているところであります。

ただ一方で、やはり市民の皆様には、このゼロカーボンに向けた取組がこういうものになるのだという象徴的な取組としてもJークレジットをぜひ何とか早くできたらいいなという思いがあるんですけども、この部分の課題、あるいはそこを何とかできませんかというところの見解をいただければと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現状ではLED化の原資というかがありますので、これを何とか売却をと。相手があつての売却ということで、現状では買手が多い状況ではございません。売手市場というか、なかなか買ってくれないということで、中間の財団が何とか縁を結んでくれないと売れない状況でありまして、もう一つ現在動いているのは和が舎の木質のチップ、Jークレジットを売却していますが、これも数年来、間が空いたりすることもありまして、なかなか前に進まないというのが現状でございます。

ただ、今、議員おっしゃったとおり、目に見える形、省エネ省エネとこちらから言ってもなかなか目に見えてはこないというのが現状でありますので、そういったことも含めて、ちょっとこの場で得策は申し上げられませんが、市民の、よし頑張ろうということになるような施策を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 以上で西川議員の質疑を終了いたします。

1番 村上緑一議員。

○1番（村上緑一君） 令和6年第1回定例会に当たり、通告に従いまして大綱質疑を行います。

市立病院の経営安定化に向けた取組について伺います。

初めに、地域医療の現状です。

社会の人口減少や高齢化などにより、医療ニーズに対応するため、各地域に適した医療制度をつくり、医療機能や病床数を推定し、機能分化や医療機関同士の連携を図ることを進めてきました。

本市としても、名寄市立病院との連携を図り、機能分化を進め、急性期から回復期、慢性期を中心とした医療体制へ転換し、また、病院経営面においても、院長を先頭に職員の意識改革をはじめ経営改革を率先して行い、赤字経営から脱却し、黒字経営となったことは敬意を表するところです。

その後、コロナ禍になり患者数が減少し、コロナが収束してきている中でも患者数の減少が続いているとお聞きしております。現在の外来患者、入院患者が何%減少してきているのでしょうか。

今後の患者さんが安心して病院に来ていただくためにも、看護師不足、医師不足の解消が急務だと思いますが、令和6年度の経営安定化に向けた取組の考えをお聞きします。

次に、救急医療体制についてです。

私は名寄で行われました上川北部救急隊症例報告に参加させていただきました。そこでは、救急車に乗られている救急隊員の実践報告がありました。本部と救急隊との連絡、連携、救急隊による被害者の症状の把握、救急車で搬送かドクターヘリを頼むかの決断、症状によっては他市町村間への連携や搬送なども考慮しているとのことでした。安全で早く病院へ届けることを心がけ、救急隊と医師との連携の必要性についてもお聞きし、より一層、救急医療体制の必要性を感じました。

士別でも、前まで救急車で搬送は症状に応じて名寄市立病院へ直接搬送されましたが、今は医師不足のため、一度は士別市立病院で診断される体制となっております。今後の救急医療体制についての考えを求めます。

次に、病院の経営安定化に向けての対応です。

地方公営企業法によって病院経営に充てることが適当でない経費や経営収入など、訪問診療や看護、小児科医療などについても一般会計から補助するとあります。6年度病院事業会計補助金9億5,322万円となり、前年より約1億円ほど増えておられます。今後も一般会計からの補助は増えるのか、これらについての考えを伺います。

次に、士別市立病院経営強化プランについて伺います。

このプランは、地域完結型の治し支える医療とあります。市立病院の基本理念、基本方針、収支計画の考え、各種の取組についてのプランの進め方の考えを伺います。

以上申し上げ、市立病院の経営安定化に向けた取組について答弁を求めます。

○議長（山居忠彰君） 池田経営管理部長。

○経営管理部長（池田 亨君） 私から地域医療の現状についてお答えいたします。

新型コロナは令和2年1月、日本で初めて確認されたとされております。初期段階では当院の患者数に直接大きな影響はないとの認識はしておりますけれども、患者数の推移で申し上げますと、直近3か年でいきますと、外来でいけば3年度が9万8,578人、4年度が9万7,235人、5年度の見込みとして9万5,940人ということで、マイナス2.7%と捉えております。

一方、入院につきましては、3年度が4万1,823人、4年度が3万6,150人、5年度の見込みとして3万2,850人ということで、こちらはマイナス21.5%と、大きな減少となっています。4年度、5年度と大きく減少した要因ですけれども、4年度におきまして、変異株のオミクロンによって、それまでクラスターは1回もなかったんですけれども、合計4回のクラスターに見舞われました。クラスター発生によって、患者さんにおいては新規の入院を受けられない、そういったことがまず制約として発生しましたし、職員や家族の感染も出てきましたので、そこでスタッフの出勤に影響が出てきて、体制を維持が苦しくなりまして、その診療体制を確保するために、4年度の11月から2階病棟を休止しまして25床が減じている状況であります。これは現在にも至っております。そういったことで、コロナの影響というのは本当に多大と思っておりますけれども、色分けはできませんけれども、地域の人口減少も相まって患者数には大きな影響になっております。

続いて、6年度の経営安定化への取組になりますけれども、今回、3年度から7年度までの独自で策定した現行の経営改革プラン、これを国の示すガイドラインに基づきまして6年度から10年度までの経営強化プラン、こちらのほうに改定しようとしております。

その柱としまして、4月からは3病棟体制129床、この形に改めるとともに、地域包括ケア病床を今より15床拡充しまして、住み慣れた自宅での生活を中心とした、いわゆるときどき入院、ほぼ在宅に向けた回復期ニーズをより充実させようということで対応しております。

この3病棟の体制再開に当たって、看護師、それから看護補助者の確保は極めて喫緊の課題としておりまして、特に夜勤体制を維持することが急務となっています。現在、養成機関への声かけでありますとか民間の紹介業者を活用しつつ、潜在的な資格者に向けて、短時間勤務ということをいろいろ提案しまして、様々な働き方で募集をしているところでございます。

あわせて、フロアをまたいだ、例えば2階と4階の病棟をまたいだ看護体制の連携をやるとか、看護体制、それから各部門、検査、放射線、リハビリ、そういったスタッフの垣根を超えた業務を分かち合うタスク・シェアというのもこれから今進めるところで取り組んでいる最中でございます。

それから医師については、この4月から年間の時間外の上限規制をはじめ、働き方改革が本格的に開始されます。既に当院は労働基準監督署のほうから宿日直許可を得ているところでございます。しかしながら、将来的な人材確保に向けまして、初期臨床研修医の積極的な受入れを推進したり、地域総合診療の専門プログラムによる指導で、若い人から中堅、それから高齢を含めて、セカンドキャリアを含めた多様な人材育成を目指しております。

それから、医師については現在65歳定年でありますけれども、これも必要に応じて延長すると、さらに特例任用を検討するということを考えまして、さらに活躍の場を広げていきたいと思っております。

それと医師、看護師、補助者に関係する部分ですけれども、病床の効果的な稼働をもくろんでおります。それに対して、緊急入院というのはどうしても必然でありますから、その緊急入院に対する業務負荷も今後増えますので、それに対する処遇改善として何らかの手当てということを考えております。

今のところ知己を通じまして、この4月から消化器内科の医師の赴任が確定しております。週4日間の勤務となりますけれども、外来病棟をはじめ、宿直や化学療法、それから看取りといった部分での活躍を期待しているところです。

それから、医師については就学資金の貸付け制度をやっております、これは平成21年度から開始しておりますけれども、現在2名の方が継続中であります。これについても、近い将来というよりは中期的なものになりますけれども、活躍を期待しているところであります。

それから続いて、救急医療体制のことになりますけれども、これについては、これまで名寄市立総合病院との間で、士別は2次救急ということで入院や手術を必要とする患者さんを365日24時間受けるという体制を取っております。それから名寄については、救急救命センターを持ちながら、より重篤な患者さんに対応する3次救急としての役割を担っていますので、その機能の分化と連携をしているところでございます。

その取組としまして、小児の救急、それから脳血管疾患、整形外科領域、それから心臓疾患は現在、名寄に直送する運用を行ってききましたが、脳血管疾患については平成27年度から救急隊のチェックシートを用いて直送できるという体制を取ってございましたけれども、令和5年度におきまして、名寄の脳神経外科の医師体制の縮小もあって、これが中止となりまして、現在は一旦士別に搬送して、それで画像診断を行った上で名寄の搬送の可否を判断してもらうという流れに変更しております。

それから、地域でそういった限られた医療資源になっておりますので、これについてはそれを補う意味で各種のICTツールを支援策として使っております。例えば、ポラリスネットワークといいまして、これは名寄との間で中心に救急の切り分けをやったのをはじめ、現在はID-Linkという二世代目に発展しましたけれども、そちらで入退院の調整それぞれを含めて広く活用しております。

それから、士別の消防、それから私どもの病院で持っておりますケースラインということで、これは心臓疾患の紹介の際に心電図や心エコーの画像を直接送れると。それでまた判断をいただくというシステムを使っております。

それから、この2月から画像共有アプリのJoinというのを導入しまして、これはまだ多く使ってはおりませんが、時間外においても専門の担当医が自宅においても画像診断が可能であったり、あるいは旭川赤十字病院への支援の拡大も可能ということになっております。

医師の臨床研修医制度による医師の偏在の影響というのは大きくて、地域医療体制、救急医療体制を守るための医師派遣を行っていただく旭川医大をはじめ医育大学のほうでも医局内に十分な医師を確保できていない状況と聞いております。そういったことで、医師の確保については、一つの病院や地方自治体で解決できる課題ではないものでありますけれども、これからも救急医療を含め、地域を守るために、名寄との協議、あるいは医大への交渉というのは継続して行っていきたいと思います。

続きまして、経営安定化に向けての一般会計繰入金の考え方でございます。

このたびの強化プランの改定に伴いまして、繰入れ基準の見直しは協議してまいりました。その中で新たに会計年度任用職員の勤勉手当の部分、それから電子カルテの起債償還が始まることによる影響ということで、規模的には1億円ということになります。ただ、これはそれぞれ有利な普通交付税の算定でありますとか財政措置もありまして、市の持ち出しが1億円になるということではございませんけれども、病院のほうには9億5,300万円の規模で頂くということになります。それでも6年度の当初予算では収益的収支で2億6,300万円の純損失の発生見込みということで、大変厳しい状況であるということでございます。

今のプランにおいても、繰入れ基準に基づいた額を基本としまして、単年度不良債務が発生したとしても、これまで積み上げてきました内部留保で補填するという考えにございました。これについては、新たな強化プランにおいてもこの考え方は継続しますし、ただ、4月からの3病棟体制の再開ということを柱としまして、回復期病棟の活用を十分に行って改善を目指すところでございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 中館病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（中館佳嗣君） 私からは経営強化プランについてお答えいたします。

まず、基本理念についてです。

今回の計画策定に併せまして、患者さん中心の医療、これをこの基本理念に据えて病院経営に当たるという考え方です。この理念を踏まえて、患者さんの意思を尊重し尊厳を守る、こういった考え方を持って、お話にありましたとおり、治し支える医療ということを主題としておりますが、これは病院として治療し治すのみならず、地域の介護、保健、福祉、こういった分野と連携することで患者さんの生活を支える地域完結型のサービスを目指すという意味で設定をしたところであります。

各種の取組についてでございますが、今、池田部長から御答弁申し上げましたとおり、まずは病棟を再編するということで、回復期に力を入れて運営をしていくということ。それから、新興感染症に対する対応につきましても、専門性を持った職員の人材育成が急務だと思っておりますので、こういった部分にも併せて取り組む。また、地域包括ケアシステム、これの実際の実現のためには情報の共有が必要ですので、電子カルテのデータなどを情報基盤としながら、入院から在宅まで切れ目のない支援を行っていきたいという考えです。

また、現状の建物、病院が建築も40年近くたっているということもありますので、今後、大規模改修なり建て替えということを視野に検討を進めなければなりません。そういった再整備についても議論を深めていく考えです。

この強化プランの中では、経営の効率化、医業収益の増加ですとか経費の最適化のみならず、地域に求められる医療機能の確保、医療の質の向上、こういったことを併せて進めていくことで地域住民に信頼される病院を目指す。これが肝要と心得ているところです。

次に、収支計画についてです。

現状としては、この計画期間内に何とか収益的収支で純利益を出していきたいということで、令和10年度までの計画期間となっておりますので、その10年度にはそれが達成できるような取組を進めていきたいと考えております。

最後に、プランの進め方についてです。

経営改善の状況、それから効果、こういったことをしっかりと検証していくということがこの計画を実効性あるものにしていくという意味で重要だと考えております。そのために、経営改善とか運営の見直し、プランを実行していくための進捗管理を行う機関として新たに経営強化本部、これを院内に設置することを考えております。

今後は、そういった機関の中で議論を深めて、各部門ごとのアクションプラン、こういった部分の策定などについても具体的な取組を進めるための議論を進めていくという考えで、それぞれの部門の目標を、先ほど申し上げました基本理念の達成と連鎖させていく取組が重要だと考えておりますので、そのように取組を進めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○1番（村上緑一君） ちょっと2点ばかりお聞きしたいんですけども、最初に、救急医療体制について御説明ありました。その中で、医師不足により、なかなか士別から直接名寄に搬送できないのが今実情なんですけれども、やはり急性期の症状で、例えば脳梗塞、脳溢血、こういったことが結構何回も起こっている方とか、そういう方も結構多いんですけども、やはりそういった症例がある場合は、緊急を要することなので、できれば名寄の医師が、今後、脳外科の方が着任された場合、また、そういった中で専門医に診ていただく体制をぜひ整えていただきたいと思うんです。

やはり命に関わる、障害が出る、そういったことも含めまして、早急な救急体制を整える中でもそれは必要だと思いますので、ぜひ名寄の医師の確保も含めて、そういった中で、今後の展開がすぐなるかどうか分かりませんが、また、先ほど御説明ありました画像診断の中で、例えば名寄の医師、旭川の医師に診断を委ねて、それに映して対応できる、それは本当に特によいと思います。やはりそういった形も含めて、今後の救急医療体制のことを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 中館副管理者。

○病院事業副管理者（中舘佳嗣君） ただいまお尋ねがありました救急医療体制につきましては、今回、脳卒中疑いの患者さんの直接搬送ができなくなった。やはり、いつ、どんな場合でも緊急手術ができるような体制ということになりますと、医師体制を確保していかなければ、継続した、そういった運営が難しいということが一番のネックとなりました。

そういう意味では、御指摘のとおり、そういった体制が今後進められてくれば、そういった再開についても議論をしていきたいと思いますが、様々なツールを使ってということと言えますと、その画像診断も、例えば患者さんの状態が本当に脳卒中疑いなのか、どんな病気なのかというのは、ほとんど、まず分からない状態というのが一番大きいので、まずは医師にどういう治療が必要なのかというのを見ていただくというのが重要だと考えておりますので、今回こういうふうな形で、例えばJ o i nというシステムで、本当であれば1時間近くかかるところを、まず最初に一番近くの病院に行って、専門医に何の病気、どういう治療が必要かをまず診断してもらうということで、効果的な治療ができるということも当然あり得ると思いますので、そういった両面で、そういった緊急体制、患者さん中心の医療ができるようにということで、さらに検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○1番（村上緑一君） 今のことも含めまして、やはりもしそういう体制が取れば、本当に緊急を要する場合もありますので、ぜひいろんな、今の画像診断を含めて、迅速な対応で当たっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、もう一つのことなんですけれども、まず、各年度の収支、この士別市立病院の経営強化プランの案のことなんですけれども、各年度の収支計画案ということで載っていますけれども、その中でこのプランの単年度不良債務が発生したということで、先ほども御説明ありましたけれども、やはり今後も5年、6年ということで、不良債務が発生した中で、留保財源を使って充てるということになっておりますけれども、ちょっと言える金額かどうか分かりませんけれども、留保財源はどのぐらいあり、またそれに5、6年を充てるのか、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 中舘副管理者。

○病院事業副管理者（中舘佳嗣君） お尋ねがありまいたいわけの内部留保につきましては、令和5年度の決算見込みではありますけれども、3.6億円の留保があるということですが、これが今の計画上で申し上げますと、6年度には1.8億円、7年度には1.3億円ということで、いわゆる単年度の不良債務が発生することによってそこを充てるということで、減少していかざるを得ないだろうと見込んでおります。

計画上で申し上げますと、8年度においては単年度の不良債務を解消するというので、それまでに、いわゆるこの計画で考えている様々な経営改善の取組を進めることによってこの単年度不良債務を解消し、現状の留保財源の中で何とか経営を立て直していきたいという考え方

でおります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○1番（村上緑一君） ぜひ本当に今いろんな病院経費は本当に高騰している中で大変だと思いますけれども、ぜひプランに沿って、こういった単年度不良債務が発生しないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○1番（村上緑一君） 次に、農業・林業の振興について伺います。

初めに、農業の振興対策事業についてです。

現在、農業を取り巻く情勢は、燃料、飼料、肥料など生産資材の高騰が続き、農業経営を圧迫しております。また、昨年気候変動により、高温多湿による作物の収量減少、品質低下を招き、畜産においても、乳量、乳成分の低下などもあり、生産資材の高騰も相まって、農業経営の収入の減少につながり、経営意欲の衰退を招いております。どうか現在の農業の現状を踏まえた中で農業振興対策事業を行っていただきたいと思います。今回の農業・農村担い手支援事業、経営所得安定対策事業、甜菜作付振興事業など事業の考え方、進め方について伺います。

次に、JA北ひびきからの組合数の減少についてのデータです。

士別基幹支所の組合員戸数は、令和3年では538戸、前年から18戸の減少、4年では496戸で前年比42戸の減少、5年では455戸になり前年比41戸の減少となっております。4年と5年だけでも83戸の減少です。これは国の水活事業の影響が大きいと思いますが、これについての見解を伺います。

現在、士別地区の水田休耕農地は70%になり、30%がお米を作っている現状です。令和4年度から見直しされた水田活用直接支払交付金制度は5年ルールで、令和9年度以降、過去5年間に一度も水田休耕農地に水張りが行われない場合、農地については原則として交付金対象水田から外されることとなり、今後、交付金対象水田には戻ることはできません。5年間の間に一度、対象水田に約1か月、水を張ることにより交付金対象水田になるルールもありますが、水田の保水性、浸透性などの課題があります。

また、農家の様々な事情で水田を畑地化し、一時金を選ぶ農家が多くなっているのが現状だと思います。現在の畑地化がどのくらい進んでいるのか、また、6年度はどのくらいの要望があるのか、お聞きします。

農業者の減少、水田活用直接支払交付金制度、畑地化の取組、令和9年度から直接支払交付金の収入減少、農業経営の意欲の衰退など、様々な問題が挙がっています。6年度は農業経営維持のためにも早急な対応、対策を求めます。基幹産業の農業を守る上でも非常に重要な問題であります。これらについての考えを伺いたいと思います。

次に、林業の振興について伺います。

士別市の総面積のうち74%が森林で構成されています。昔から林業も士別の経済を支えてき

ました。現在の人工林の多くは伐採時期を迎え、外材の高騰から国産材の需要の拡大もあり、森林の伐採が進んでおります。国の森林整備計画、国際的な取決めなどにより、温室効果ガス排出削減や災害防止、また、地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創立しました。

本市においても、森林整備事業上必要な費用だと思います。この財源を使い、森林整備促進事業を行っています。この事業の取組については、森林関係者との意見交換会を行い、事業を考えていると思います。今後の事業の進め方についての考えを伺います。

また、森林環境譲与税が今後も増えるのか、税の推移と令和6年から森林環境税が適用になります。本市の1,000円の課税対象者の人数と徴収額をお知らせください。

今後の森林環境譲与税も事業費として使われ、森林の振興につながるのか伺います。

以上申し上げ、農業・林業の振興について答弁を求めます。

○議長（山居忠彰君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えを申し上げます。

まず、農業振興対策について、まず農業・農村の担い手支援事業について申し上げます。

農業の担い手の確保と育成を図るため、農業・農村担い手支援規則に基づく支援を今行っているところでございます。内容としましては、道立の農業大学校への訪問等による就農啓発の実施、新規就農者等経営規模拡大助成、新規参入者経営安定化助成や国の助成制度の活用も含め、就農時の経営安定化を図るほか、地域おこし協力隊等を受け入れる受入農家協議会に対し、支援助成を行っております。

また、先日、中山議員にも答弁申し上げましたが、新年度においては、次期総合計画への反映に鑑み、農業人口対策における先進的な取組自治体への視察などの調査・研究も実施を予定しているところでございます。

次に、経営所得安定対策事業についてでございます。

経営所得安定対策の円滑な実施のため、士別市農業再生協議会への補助金の交付を実施するとともに、米の需要量に関する情報提供や制度周知を関係機関と連携し実施、併せて作物の作付に関する情報等、適切な圃場データの管理を行っております。

次に、甜菜作付振興事業についてでございます。

てん菜は、言うまでもなく本市畑作の基幹作物であり、畑作物の円滑な輪作体系を確立する上で欠かすことのできない重要な作物であり、製糖工場を有している経済効果から、良品質原料の安定生産を図るべく、生産農家に対し各種補助を行っているところであります。

とりわけ新年度には、肥料価格高騰対策として、高騰している肥料価格上昇分への支援事業を新設し、本市での作付面積の確保、拡大に努めてまいります。さらには、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の加入自治体との連携を図り、安定した作付面積の確保など、国・道への提案活動を進めてまいります。

次に、農家戸数の減少についての見解でございます。

国が令和4年度に、今後5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金事業の交付対象水田としない見直しを行ったことによる影響も、これは少なからずあると思われます。今後においても、国に対し、引き続き地域の課題を検証し、産地の実情を踏まえた必要な対策を講じるとともに、迅速な情報の提供や丁寧な説明を行うことなどを強く要請してまいります。

次に、現在の畑地化に関してであります。

国は、畑作物の生産が定着した水田においては畑地化を進めることで畑作物の生産性を高めながら作付の定着を図る取組に対し、一定期間の伴走支援として、畑地化支援、定着促進支援、土地改良区決済金等支援を行い、畑地化の取組を後押しし、本市においても畑地化が進んでいる状況でございます。

そこで、お尋ねの田から畑への転換がどのくらい進んでいるのかでございます。令和4年度において畑地化された面積は540.7ヘクタール、実施者は128人であります。5年度は畑地化面積1,088.2ヘクタール、実施者は110人であります。今後の見込みとして、6年度、畑地化が予想される面積、これは約1,000ヘクタールでございます。

最後に、農業を巡る様々な問題に対してでございますが、本市農業を取り巻く様々な課題の解決については、第4次士別市農業・農村活性化計画により、今後も本市の農業が持続的に発展していくために、基本目標を持続可能な生産体制の確立として、土づくり、収量アップ、人づくり、農村づくり、この4つを柱に据えて各関係機関と連携し、担い手や新規参入者の確保、育成をはじめ生産基盤の整備等を総合的に進めております。

現在、国において食料・農業・農村基本法の改正について議論されております。そのことに伴う各種施策の展開が今後予想されることから、引き続き、本市農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、関係機関と連携し、国や北海道へ有効な施策の要請を行ってまいり所存でございます。

次に、林業振興対策についてでございます。

まず、森林整備促進事業の進め方についてです。

森林整備促進事業は、令和元年度に策定した森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき、森林環境譲与税を財源として2年度から事業を開始し、3年度から私有林の整備や林業の担い手確保対策などの取組を進めております。

これまで森林環境譲与税を活用した事業の取組については、市内の林業事業体との意見交換等を通じ、森林整備や林業の担い手の現状などを把握する中で、事業構築への反映を行っているところです。

今後におきましても、引き続き、林業事業体との意見交換等を通じ現状の把握に努め、森林環境譲与税を活用した適切な森林の整備や、その促進につながる取組を進めてまいります。

次に、森林環境譲与税の推移についてでございます。

国から都道府県や市町村に譲与される森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が始まり、6

年度に向け徐々に増加する制度設計となっております。6年度の譲与額は、5年度より約100億円多い約600億円が予定されており、本市への譲与額は国の譲与額増を受け、5年度より約1,000万円多い3,822万円を見込んでおり、7年度以降においても同程度の譲与額で推移するものと見込んでおります。

次に、森林環境税についてでございます。

森林環境税は、森林環境譲与税と併せて平成31年3月に国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して1人年額1,000円が課税され、個人市民税、道民税の均等割と併せて徴収する国税であります。本市における6年度の課税対象者は約8,300人、徴収額は約830万円を見込んでおります。

徴収する森林環境税は、全額国に納付後、森林環境譲与税の交付財源として使用され、私有林人工林面積や林業就業者数、人口などの譲与基準に基づき、都道府県や市町村に譲与される制度となっております。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○1番（村上緑一君） まず最初に、畑地化のことなんですけれども、士別の休耕農地の、やはり今、何%が畑地化の面積なのか、それをまずお聞きし、また、水田活用直接支払交付金制度が3年目を迎えるわけなんですけれども、生産現場ではいまだに大きな混乱を生じております。休耕田に水田を張る畑地化を進めるか、このまま令和8年度まで直接支払交付金をもらい、終わるのか、いろいろ悩んでいると思いますけれども、行政として個々の農家にとって一番よい考え方、行政として制度の周知についての考えを伺いたいと思います。

次に、畑地化についてです。

今までに経験のない農業の危機的な状況だと思います。今後に起こり得る士別土地資産の評価の低下とか耕作放棄地が増えるだとか、いろんな問題が今後起こり得る懸念があります。こういった懸念の中で、各地域においても畑地化がどのぐらい進んでいるのか、本当に隣の人がどのぐらい畑地化を進めているのかも分からない状態。そういった各農家、各地域の周知もやはり必要だと思うんですけれども、そういったこともちょっとお聞きしたいと思います。

また、そういった中で、やはり行政として、JAはじめ各種農業関係団体との情報の共有が今後、今以上に必要だと思うんですけれども、そういったことも、士別に入る交付金も減少すれば士別経済に与える影響も大きいと思うんです。そういったこともやはり今後、今以上の真剣さが必要だと思うんです。考え方。やはりそういったこともちょっと行政としてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

もう一つなんですけれども、林業のほうでもちょっとお聞きしたいと思います。

森林整備推進事業なんですけれども、多くの業種でもやはり今の人手不足が騒がれているわけなんですけれども、林業は特に人手不足ということをお聞きしております。そういった中でも、

やはり今の助成制度の拡大、また、各種機械の免許取得に対しての助成、また、機械の助成も今行っていると思いますけれども、やはりそういったことも拡大しないと、この業種は伸びないと思うんです。

この間も山に入る5、6人の方がいましたけれども、その中でも女性が2人いました。チェーンソーを持って山に入っていくんです。やはりそういった業種の中でも女性の活躍が最近目に見える形なんですけれども、そういったことも含めまして、本当に人手不足の中では、パワーショベルのそういうアタッチメントをした、伐採から枝払い、それから切断、そして積み込みまで行える機種も多くなっているわけなんですけれども、本当に人手不足の中で必要な事業と思いますので、やはりそういったことも助成対象として今後も頑張っていたきたいと思うんですけれども、一言いただければ。

○議長（山居忠彰君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

初めに、畑地化の割合でございますが、令和4年度当初をベースとして5年度末時点におきまして約18%の畑地化の状況となっております。

また、2つ目の御質問、事業の周知の関係でございます。村上議員からも御質問の中でありました水田利活用の直接支払交付金事業につきましては、ルールの徹底化に伴いまして畑地化の促進が行われているところでございます。その中で畑地化の促進事業につきましては、令和4年度から8年度までの事業となっておりますが、この事業の周知におきましては、地区説明会、また、事業の要望に係る説明会、その他、聞き取り調査等も実施をしてきたところでございます。今後におきましても、制度の周知徹底につきまして、関係機関と連携をさせていただきながら制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 市橋畜産林務課長。

○畜産林務課長（市橋信明君） 私のほうから林業関係について御答弁させていただきたいと思えます。

まず初めに、担い手の資格取得に関わる支援ということで、現在も林業担い手の確保・育成に対する支援を行っておりまして、実際に伐木等の機械の運転業務に係る特別教育など、林業事業体等の意見を聞きながら現在40項目の技能講習などの費用について助成を行っております。実際に令和6年度からは、昨年度意見交換の中で要望がありました大型免許の取得費についても拡大する形で助成対象としているところであります。

あと、林業機械の助成については、4年度から助成制度を設けておりまして、本年度も現在、物価高騰等しておりますので、助成額の引上げについてちょっと意見をいただいたところではあるんですけれども、その意見を伺った後に、実際に林業機械の市場調査を行いまして、そういった調査を踏まえて、今年度については据置きという形を取っております。

今後につきましては、林業の担い手の現状についても意見交換する中で把握を進めるとも

に、確保・育成に対する支援というのでも継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） それでは、再質問、特に畑地化に関して、具体的には水田活用の直接支払交付金に関わる本市経済に与える影響ですとか、あるいは農業政策にとって行政としてということでございます。

まず、農業に関して、これは御案内のとおりといいますか、それぞれの営む各経営体、経営個人がいらっしゃるわけございまして、その考え方が尊重されるのがまずこれは第一義だと考えております。その上で、では行政としては、どんなふうに施策を展開できるのかということになるかと思います。

そういった意味では、先ほど答弁申し上げましたが、現在農の憲法と言われている食料・農業・農村基本法の改正について国会でも議論されているところでございます。恐らく、この改正の後には、それに見合った施策、国としての施策が示されると考えてございます。行政としては、まずはその部分で本市にとって何が有効なのか、その辺りを見据えながら、各関係機関と協力、そして情報共有しながら農業者の皆様に周知を図ってまいりたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 以上で村上議員の質疑を終了いたします。

これにて大綱質疑を終わります。

○議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第20号までの19案件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第20号までの19案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明8日から14日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、明8日から14日までの7日間は休会と決定いたしました。
なお、15日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 0時00分散会)